

資本関係又は人的関係がある者（関係する会社） 同士の同一入札への参加制限について （Q & A）

Q 1：資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限を行う理由は何ですか。

A 1：他の入札参加者との公平性の確保等公正な入札の執行の観点から、資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限を行なうものです。

Q 2：資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限は、何に基づくものですか。

A 2：資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限は、国土交通省官房地方課長通知（平成27年3月6日付け〔最終改正平成30年4月26日〕）をもとに各地方公共団体が策定するものです。

Q 3：資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加制限についての他の都道府県の導入状況はどうですか。

A 3：資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加について、約6割の都道府県が導入、実施しています。

兵庫県では平成28年度にJVの入札において、制限を実施していましたが、単体の入札においても同一入札への参加を制限することにしたものです。

Q 4：今回の運用基準における「3基準」ではどのようなものを対象にしていますか。国の通知における基準と同じ内容ですか。

A 4：国の通知と全く同じ内容を「基準」として設定しています。

（資本関係）

Q 5：（1）子会社等と親会社等の関係にある会社同士や（2）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合は同一入札への参加は認められますか。

A 5：（1）親会社等は、実質的に子会社等の経営を支配しているため、同一入札への参加は認められません。

（2）親会社等を同じくする子会社等同士も同じ親会社等に経営が支配されているため、（1）と同様、同一入札への参加は認められません。

Q 6：親会社等と子会社等の子会社（孫会社）の関係にある場合は、同一入札への参加は認められますか。

A 6：子会社等が経営を支配している会社（孫会社）も子会社等に該当し、孫会社も同一入札への参加が制限されます。

Q 7 : 孫会社同士の関係にある場合は、同一入札への参加は認められますか。

A 7 : 孫会社同士も「親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合」に該当し、同一入札への参加が制限されます。

Q 8 : 合併を予定している会社同士の関係にある場合は、同一入札への参加は認められますか。

A 8 : 正式に合併した時点で該当するものとし、合併に基本合意した時点では、同一入札への参加は可能です。

Q 9 : 再生手続きや更生手続きが継続中の会社を適用除外とされている理由は何ですか。

A 9 : 再生手続きや更生手続きが継続中の会社は、財産処分等一定の行為について、裁判所の許可が必要とされており、他の会社から経営を支配されているとはいえないため、除外されています。

(人的関係)

Q 10 : 代表権を有していない取締役を兼任している場合においても同一入札への参加を制限する理由は何ですか。

A 10 : 代表権の有無にかかわらず、取締役を兼任している場合は、当該業務に関する2社の入札価格を決定又は知り、影響力を行使し得る立場にあるため、同一入札への参加を制限するものです。

Q 11 : 制限の対象となる取締役はどのような役職をいいますか。

A 11 : 監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役、定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く、株式会社の取締役をいいます。

Q 12 : 取締役が他方の会社の社外取締役を兼任している場合は、同一入札への参加制限の対象となりますか。

A 12 : 社外取締役は、業務執行機関に対する監督機能強化のために置く役員で、その会社の業務を執行する立場にないことから、同一入札への参加制限の対象になりません。

Q 13 : 指名委員会等設置会社の執行役は、同一入札への参加制限の対象となりますか。

A 13 : 指名委員会等設置会社の執行役は、取締役会の決議により委任を受けた事項に限りて決議権を有し、会社の業務を執行することができるため、取締役に準じて制限の対象となります。また、執行役を兼ねる取締役も制限の対象となります。

Q14：取締役が、他方の会社の執行役員を兼任している場合は、同一入札への参加制限の対象となりますか。

A14：執行責任を負う者として、取締役を兼ねていない執行役員を設置している会社がありますが、執行役員は法律上の位置付けではなく、取締役ではないため、同一工事の入札に参加することが出来ます。

なお、執行役員と指名委員会等設置会社の執行役とは異なるものです。

Q15：取締役が、他方の会社の監査役を兼任している場合は、同一入札への参加制限の対象となりますか。

A15：監査役の業務については、会社法第381条第1項、第2項により、「取締役の職務の執行を監査すること」、「取締役等に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査すること」と定められており、取締役のように会社の業務を執行するものではありません。

人的関係の取締役は監査役と性質の異なるものであり、取締役と他方の会社の監査役の兼任の場合は、同一工事の入札に参加することが出来ます。

Q16：人的関係において、再生手続きが存続中の会社や更生会社は、制限の対象となりますか。

A16：同一人物が2社の取締役を兼務している場合は、原則、同一入札への参加が制限されますが、例外として、どちらかが更生会社であれば、同一入札に参加することが出来ます。更生会社の取締役は経営権を有していないことから、制限の対象とならず、同一工事の入札に参加することが出来ます。

Q17：（１）一方の会社の役員が、他の会社の管財人を兼務している場合や（２）一方の会社の管財人が、他の会社の管財人を兼務している場合は、制限の対象となりますか。

A17：（１）一方の会社の役員が、他の会社の管財人を兼務している場合、管財人は事業の経営権を有していることから、同一入札への参加が制限されます。

（２）一方の会社の管財人が、他の会社の管財人を兼務している場合（１）と同様に同一入札への参加が制限されます。

Q18：会計参与は制限の対象となりますか。

A18：会計参与は、取締役と共同して計算書類等を作成することになりますが、監査役と同様に会社の業務を執行する者ではないため、同一入札への参加制限の対象になりません。

Q19：入札参加申込をした後で、「関係する会社」も参加申込をしているのがわかった場合は、どのようにすればよいですか。

A19：入札書受付締切日時までに「関係する会社」のいずれかが、入札を辞退した場合には、残る1者が行なった入札は有効として取り扱います。

その場合は辞退届を提出してください。辞退届の提出がなく応札しない場合も含めて辞退扱いとします。

Q20：入札参加申込をした後で、「関係する会社」も参加申込をしているのがわかった場合、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることに ついては、問題がありますか。

A20：「関係する会社」に該当する複数の者が、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、差し支えありません。

Q21：「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」に該当することが、契約前に判明した場合の取扱いはどうなりますか。

A21：「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」に該当する複数の者が同一入札に参加したことが、契約前に判明した場合は、当該複数の者の行なった入札は無効とします。

当該複数の者のうちの一者が落札候補者又は落札者の場合は、当該落札候補者又は落札者の資格を取り消します。

Q22：「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」に該当することが、契約後に判明した場合の取扱いはどうなりますか。

A22：「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準」に該当する複数の者が同一入札に参加したことが、契約後に判明した場合は、該当する双方の者（契約に至った者及びその入札に参加した「関係する会社」に該当する者）は指名停止の対象となります。

Q23：兵庫県入札参加資格者名簿に記載された「関係する会社」の内容が、現況と異なるようになった場合は、どうすればよいですか。

A23：速やかに兵庫県電子申請システムから入札参加資格審査申請書変更届をデータ送信するとともに、変更後の誓約書（様式㉔）を同システムの「別送書類送り先情報」画面の提出先に郵送してください。

Q24：「関係する会社」について、組合に所属している場合も該当しますか。

A24：所属の組合自体が建設業許可をお持ちの場合は「関係する会社」の親会社等に該当し、①誓約書（様式㉔）の提出と②業態調書の電子申請（②は令和6・7年度建設工事入札参加申請者のみ）をお願いします。なお、同許可をお持ちでない場合はいずれも該当しませんので、誓約書の提出等は必要ありません。

Q25：人的関係、資本関係があっても、建設業許可を持っていない会社はそもそも誓約書(様式22号)に記載する必要がありますか。または、令和6・7年度建設工事入札参加資格申請をする会社に限り記載するのですか。

A25：誓約書の記載対象は、親会社等の場合は建設業者（建設業許可を受けている者）に限らず持株会社、個人等も含みます※1が、子会社等の場合は建設業者（建設業許可を受けている者）となります※2（令和6・7年度建設工事入札参加資格申請の有無にかかわらず）。

また、誓約書に記載の親会社等・子会社等のうち、令和6・7年度建設工事入札参加資格申請をする会社については、業態調書の電子申請をお願いします。

※1 兵庫県様式㉔ 2(1)①、※2 同様式2(1)②、(2)、